

野田市一般職の職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例をここに公
布する。

令和 7 年 6 月 2 7 日

野田市長 鈴 木 有

野田市条例第 2 8 号

野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

野田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年野田市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 危険作業手当の項の次に次のように加える。

災害応急 作業等手 当	国若しくは地方公共団体 の要請に基づき、本市の 区域外に派遣され行う災 害に係る応急作業等又は 国、地方公共団体等の職 員が本市に派遣される場 合に行う災害に係る応急 作業等に従事した職員	日額 2, 1 6 0 円の範囲内で市長 が定める額
-------------------	---	-------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。